

横浜市福祉のまちづくり条例解説

令和7年4月

健康福祉局福祉保健課作成

目次

- 1 [横浜市福祉のまちづくり条例の解説について](#)
- 2 [横浜市福祉のまちづくり条例の目的について](#)
- 3 [令和6年度福祉のまちづくり条例改正について](#)
- 4 各条文の解説
 - [前文](#)
 - 第1章 [総則](#)
 - [社会的障壁の除去について](#)
 - [合理的配慮の提供について](#)
 - 第2章 [横浜市福祉のまちづくり推進会議](#)
 - 第3章 [基本的施策](#)
 - 第4章 [施設の整備](#)
 - 第1節 [特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模](#)
 - 第2節 [建築物移動等円滑化基準及び整備基準](#)
 - 第1款 [建築物移動等円滑化基準](#)
 - 第2款 [一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準](#)
 - 第3節 [一般都市施設及び指定施設の整備](#)
 - 第4節 [車両等及び住宅の整備](#)
 - 第5章 [雑則](#)
- 5 [参考情報](#)

令和6年度改正箇所

- ・ [前文](#)
- ・ [第1条「目的」](#)
- ・ [第2条「定義」](#)
- ・ [第3条「市の責務」](#)
- ・ [第4条「事業者の責務」](#)
- ・ [第18条「市民等の参画の確保」](#)

用語の定義

略称	正式名
福祉のまちづくり条例	横浜市福祉のまちづくり条例
福祉のまちづくり条例施行規則	横浜市福祉のまちづくり条例施行規則
道路バリアフリー条例	横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
公園バリアフリー条例	横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
建築物バリアフリー条例	横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例
福祉のまちづくり推進会議	横浜市福祉のまちづくり推進会議
福祉のまちづくり専門委員会	横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会
ハートビル法	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
ハートビル条例	横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する条例
バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
地方分権一括法	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

基本的な用語の解説

○ 横浜市福祉のまちづくり条例・・・

平成9年に地方自治体の自主的な条例として制定され、平成24年には建築物バリアフリー条例との一本化などを目的とした全部改正がされています。この際に、国土交通省が所管するバリアフリー法の委任条例としての要素も加わっています。

○ 横浜市福祉のまちづくり推進会議・・・

地方自治法第に基づき市長の附属機関として設置されるものです。障害者団体の代表者や民間事業者の代表者、建築士、学識経験者などで構成され、横浜市における福祉のまちづくりの基本的事項について審議、調査を行っています。

○ 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会・・・

福祉のまちづくり推進会議の下部組織として、推進会議の承認を経て設置されます。その構成員は、推進会議委員が兼任するほか、必要に応じて臨時委員が参加され、福祉のまちづくりに関する専門的な調査研究などを行います。具体的には、福祉のまちづくり条例施行規則で規定される整備基準の検討やマニュアル改正の検討などが行われます。

1 福祉のまちづくり条例の解説について

この逐条解説は、横浜市福祉のまちづくり条例の各条文について、その趣旨と解説を記載しています。福祉のまちづくり条例は、当事者、学識経験者、事業者などとの議論を経て作成されており、議論で出された考え方は、条文だけでは十分に伝わらないため、各条文の解説にこれらを記載しています。

この解説を通じて、横浜市の福祉のまちづくり推進事業について理解を深めていただければ幸いです。

2 福祉のまちづくり条例の目的

この条例は、横浜に関わるすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動し、さまざまな活動に参加できるまちづくりの基本施策を定めています。教育や啓発、情報保障といったソフト面の取り組みと、施設や設備の整備といったハード面の取り組みを一体として推進することを基本としています。

制定当初の基本的な考え方である「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」に加え、暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わるすべての人がお互いの人権と尊厳を尊重することを基本理念としています。

この理念に基づき、市民、事業者、行政の三者が一体となって、次世代に繋げていくことができるまちを目指しています。

3 令和6年度福祉のまちづくり条例の改正について

福祉のまちづくり推進会議と下部組織である福祉のまちづくり専門委員会から提出された意見書を踏まえ、前文や目的といった理念の改正に加えて、定義や責務、市民等の参画の確保といった福祉のまちづくり条例に基づく実務に繋がる改正も行われました。

(1) 社会的障壁の除去

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活で直面する障壁は、社会における事物、制度、慣行、観念など、あらゆるものを指します。これまで物理的な障壁については、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を通じて除去に努めてきました。

今回の改正では、福祉のまちづくりをさらに推進するため、これまで取り組んできた物理的な障壁の除去に加え、その他の障壁の除去にも取り組むことが福祉のまちづくり条例に追加されました。

(2) 合理的配慮の提供と環境の整備

社会的障壁の除去手段の一つである合理的配慮の提供は、障害者差別解消法で義務化されています。専門委員会からは、設計者だけでなく、建築主や事業者に対しても合理的配慮の提供について認識を深め、実践に繋げるための仕組みが必要だと提言をいただきました。

今回の改正では、合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備を市と事業者の責務とし、これを根拠に環境整備に関する手続きを事前協議に追加します。

(3) 共生社会の実現

障害者差別解消法やバリアフリー法は、共生社会の実現を目的としています。専門委員会の議論では、共生社会の定義として「人権と尊厳を大切にすること」だけでなく、「共生社会を作っていく」という意味も込めるべきだと提言をいただきました。この提言は条例の前文と目的に反映されています。

また、共生社会を作る上で重要な当事者の参画について、市が積極的に推進する姿勢を示すべきだという提言もいただきました。今回の改正では、条例第18条を「市民等の参画の確保」に改め、第2項に「市が行う整備計画を策定する際に市民参画の確保に努めること」を新たに規定しました。

4 各条文の解説

前文

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題が生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、誰一人取り残されることのない社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人々が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずることを基本理念に、市民、事業者及び行政が一体となってまちづくりを推進し、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

○ 趣旨

福祉のまちづくり条例の基本理念を分かりやすい言葉で表現する方法として設けられました。

○ 解説

前文とは、条例制定の趣旨、理念などを強調して述べた文章で、法的な効果が生じるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものです。

福祉のまちづくり条例の前文は、平成24年に制定され、横浜における①福祉のまちづくりの経緯とその成果、②条例制定時の社会課題、③条例の基本理念と方向性で構成されています。

① 福祉のまちづくりの経緯とその成果

横浜における福祉のまちづくりは、障害への理解と物理的生活環境を整備するまちづくりを結び付けて展開する必要があるとして、ソフト面とハード面を一体とした「福祉の風土づくり推進事業」が進められてきました。

平成9年には、市民、行政、事業者からなる福祉のまちづくり検討委員会から福祉のまちづくりを実践する仕組みが必要とされる段階になったとの提言を受けて条例化されました。

② 条例制定時の社会課題

令和6年度の改正にあたっては、性的マイノリティーをはじめとする多様性に対応しきれていない社会そのものが新たな課題として専門委員会委員から挙げられました。これらの意見から「誰一人取り残されることのない社会が求められている」と改正されました。

③ 条例の基本理念と方向性

平成24年の改正時は、条例制定時に示された基本理念である①「基本的人権の保障とノーマライゼーション」、②「生活者主体の視点による福祉のまちづくり」、③「協働による福祉のまちづくり」の3点に加えて、福祉のまちづくり推進会議で示された課題を踏まえて前文が作成されました。

平成24年の福祉のまちづくりにおける課題（参考）

- ① 福祉のまちづくり条例の対象者に、概念として含まれている「子ども」や「外国人」などは明文化されていない。
- ② 福祉のまちづくりは、「暮らす人」だけでなく、横浜に関わる全ての人を対象としている。
- ③ 福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの考え方を基調として、推進していくものである。

さらに、令和6年の改正では、福祉のまちづくり条例に基づく施策が、人権と尊厳の尊重を基本理念とするものに転換していることを示す必要があるという意見を踏まえ、「横浜に関わる全ての人互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んじることを基本理念」として改正されました。この中には、「多様性の尊重」という意味合いも含まれています。

共生社会とは、人権や尊厳が尊重されることで実現できるものです。そして「やさしさ」や「思いやり」は、その共生社会をより良くするために必要であるという意見が出ています。

この改正された前文により、福祉のまちづくり条例の各条文の解釈や条例に基づき、実施される施策は、関係者間で、互いの立場や考え方を、対話を通じて相互に理解し、それを踏まえて進めていくこととなります。

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定め、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)

第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特別建築物等を定めることにより、社会的障壁を生じさせないための必要な措置を行うことによって、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって横浜に関わる全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

○ 趣旨

福祉のまちづくり条例の目的である共生社会の実現に資することを明記するとともに、そのための手段を記載しています。

○ 解説

目的のための手段としては、「横浜市、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにすること」、「福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めること」、「バリアフリー法からの委任に基づき、規定する事項を定めること」、そして「社会的障壁を生じさせないための必要な措置を行うこと」が記載されています。

横浜市、事業者及び市民の責務については、条例第3条、第4条及び第5条にそれぞれ記載し、施策の基本事項については条例第3章の各条文に、バリアフリー法の委任については、第4章の各条文に具体的に記載されています。そしてこれらの手段を通じて「社会的障壁*を生じさせないための必要な措置を行う」ことで、共生社会の実現に資することとしています。

社会的障壁のうち、物理的な障壁などハード面については、福祉のまちづくり条例の施行規則に規定される整備基準を遵守することで解消し、さらに制度や情報、意識上の障壁などソフト面については、合理的配慮の提供などを通じて解消していくこととなります。

※社会的障壁・・・福祉のまちづくり条例においては、「高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義(条例第2条第2項第2号)。

○ 社会的障壁の除去について

社会的障壁とは、様々な人々が日常生活や社会生活において、直面する社会にある障壁を指します。この障壁を取り除くためには、物理面、制度面、情報面、意識面でのバリアフリーが必要です。行政や事業者には、社会的障壁を除去し、全ての人が安全かつ安心して施設を利用することができる環境を整備し、共生社会の実現に寄与することが求められています。

1 社会的障壁の種類

(1) 物理的な障壁:

建物や道路、公共交通機関などの物理的な環境が、高齢者・障害者等にとって、移動が困難であったり利用しにくい状況を指します。例えば、段差や狭い通路、急な傾斜、歩きにくい路面などが含まれます。

(2) 制度的な障壁

社会のルールや制度によって、障害者などが機会の均等を奪われる障壁です。例えば、入試や就職試験での制限や、補助犬の入店拒否などが該当します。

(3) 情報面の障壁

情報の伝え方が不十分で、必要な情報が平等に得られない障壁です。例えば、必要な情報が掲載されていないホームページや視覚に頼ったタッチパネルや音声のみのアナウンス、点字や手話通訳のない講演会などです。

(4) 意識上の障壁

周囲からの偏見や差別、無関心など、障害者を受け入れない障壁です。例えば障害者本人を理解するより先に、「障害があつてかわいそうだ」という偏見や、「障害があるのにできた」「障害があるからできないだろう」という誤解がこれに該当します。

これらの意識上の障壁は、障害者の社会参加を妨げる大きな要因となります。

2 社会的障壁の除去に向けた取り組み

(1) 施設整備による除去

社会的障壁の除去のためには、福祉のまちづくり条例の整備基準の遵守が挙げられます。また横浜市が発行している施設整備マニュアルには、整備が推奨される「望ましい基準」のほか、当事者の声などを掲載しています。これらを参考に施設のバリアフリー化に取り組むことが望ましいです。

(2) 情報提供による除去

情報の障壁を取り除くことは、障害者などが建物を利用する際に役立ちます。ホームページでバリアフリー情報を提供することで、安心して施設を利用できます。文字情報だけでなく、音声情報や多言語対応、映像（写真や動画）も望まれます。現地では、視覚障害者向けの音声案内や聴覚障害者向けの字幕付き映像が有効です。

(3) 合理的配慮の提供による除去

同じ障害がある人でも、その程度や状況は異なるため、一律の対応では不十分なことがあります。このような場合は、合理的配慮を提供することで個々のニーズに応じた柔軟な対応が必要となります。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等を含む全ての人々が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備することをいう。
- (2) 社会的障壁 高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。ただし、第22条から第24条までにおいては、法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- (4) 一般都市施設 病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。

○ 趣旨

条例内で使用される主要な用語を明確に定義することで、条例の解釈や適用における混乱を防ぐことを目的としています。

○ 解説

1 福祉のまちづくり

横浜市における福祉のまちづくりを、地域に着目し、日常生活又は社会生活における人と人との理解・交流や支え合いの関係を社会連帯の理念に集約し、施設整備とともに一体的に推進していくこととして定義したものです。

2 社会的障壁

高齢者、障害者等が日常生活や社会生活において、直面する社会にある障害を指します。横浜市福祉のまちづくり条例では、共生社会実現のために必要な措置として社会的障壁の除去を目的としているほか、市、事業者に対して、社会的障壁の除去を責務としています。

3 高齢者、障害者等

ここでいう高齢者とは、身体の機能上の制限を受ける高齢者を指しています。

障害者については、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者※¹」としています。

「その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者」とは、身体の機能上の制限を受けている者、あるいは身体の機能上の制限を受けていないが、社会的障壁によって日常生活・社会生活に制限を受ける者のことです。具体的には高齢者、妊産婦、けがをした人、病弱者、乳幼児を連れた人、日本語を母国語としない外国人等です。なお、経済的理由により制限を受ける者は含みません。

また、第22条から第24条までの規定においては、バリアフリー法第2条第1号に規定する「高齢者、障害者等※²」をいいます。

4 一般都市施設

横浜市建築基準条例、バリアフリー法に定める特定建築物を含め、さらに日常生活又は社会生活においてこれらに加えるべき施設を「一般都市施設」として、規則（別表第1）で限定列挙しています。

「不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設」として表現したことは、設置者の行政か民間かを問わず、日常生活又は社会生活において、公益性が高く、高齢者、障害者等の利用が想定される施設を総称したものです。

5 指定施設

一般都市施設のうち、福祉のまちづくりの観点から特に公益性が高い施設を「指定施設」として規則（別表第1）で限定列挙しています。指定施設が新設又は改修を行う際には、事前協議（第28条）が義務付けられています。

※1 障害者・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（障害基本法第2条第1号）。

※2 高齢者、障害者等・・・高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう（バリアフリー法第2条第1号）。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 趣旨

福祉のまちづくりの推進を図る上での横浜市の責務を規定したものです。

○ 解説

1 総合的かつ計画的な施策の策定については、第12条で「推進指針の策定」を具体的に規定しています。ここでは福祉のまちづくりの推進にあたっては、本条例のみを根拠にして推進していくのではなく、市が進める他のまちづくり事業等との連携を前提に福祉のまちづくりを推進していくことを責務として規定したものです。

2 協働による福祉のまちづくりにおける、市民、事業者、行政の相互関係を担保する意味合いから、特に自発的活動の尊重と必要に応じた支援を規定しています。

3 市が率先して市立施設に社会的障壁を生じさせない、あるいは現に生じている社会的障壁を除去するため、必要な措置を行うことを定めています。

また社会的障壁を除去する手段のひとつとして、障害者差別解消法で義務化された合理的配慮の提供※があります。

福祉のまちづくり条例では、合理的配慮の提供が、法に基づき実施されることを前提として、合理的配慮の提供を的確に行うために必要な施設の構造の改善、設備の整備、関係職員への研修などを責務として規定しました。

※合理的配慮の提供・・・行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（障害者差別解消法第7条第2項）。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 趣旨

事業者^{※1}は、一般都市施設の設置管理者であり、また福祉のまちづくり推進事業そのものの主体でもあることから、事業者の責務を定めました。

○ 解説

1 事業者は、地域社会の構成母体として重要なウエイトを占め、地域で果たす役割が大きいことから、福祉のまちづくりの事業者間・関係業界等の横の連携による推進を規定しています。

2 協働による福祉のまちづくりにおける市民・事業者・行政の相互関係を担保する意味合いから、特に市の福祉のまちづくり事業への協力を規定しています。

3 事業者は、他からの働きかけがなくとも自主的に自らの施設の社会的障壁を生じさせない、あるいは現に生じている社会的障壁を除去するため、必要な措置を行うことを定めています。

また合理的配慮の提供^{※2}が、障害者差別解消法に基づき実施されることを前提として、合理的配慮の提供を的確に行うために必要な施設の構造の改善、設備の整備、関係職員への研修などを責務として規定しました。

※1 事業者・・・商業、工業、サービス業その他の事業を行う者の総称で、業種、事業の規模、法人か個人かは問いません。また、ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって継続的に行われる行為を指し、営利か非営利かは問いません。また一般都市施設を設置し管理する者としての国、県、市等も含まれます。条例第28条に定める指定施設整備者は、ここで言う「事業者」のことを指します。

※2 合理的配慮の提供・・・事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（障害者差別解消法第8条第2項）。

○ 合理的配慮の提供について

合理的配慮の提供とは、障害者などが建物などで、直面する障壁（バリア）を取り除く（＝バリアフリー）ために、提供する配慮のことです。合理的配慮の提供にあたっては、「建設的対話」が重要とされています。

建設的対話とは、障害者などと、事業者や関係者などが互いの情報や意見を交換し、最適な解決策を見つけるための対話です。実際に、合理的配慮を提供する際は、以下のような段階を踏むこととなります。

1 障害者などからの申し出

障害者差別解消法では、障害者などから意思の表明があった場合としていますが、実際には困っていることを伝えることが難しい人もいます。サービスの一環として、困っている利用者に自ら声を掛けることも必要です。また意思表明の手段は口頭とは限らないこともあるほか、介助者がいる場合も当事者本人と直接コミュニケーションをとる必要があります。

2 ニーズの確認

障害者などから具体的なニーズや状況を確認します。

このとき最終的な目的を確認することが重要です。例えば店舗に入りたいというニーズは、買い物をしたいという目的のための手段です。最終的な目的を確認することで、的確な配慮の提供が可能になることもあります。

3 建設的対話

次に提供可能な配慮など情報を共有します。障害者などから提案された方法が難しい場合は、他の方法を一緒に検討します。

4 合意の形成と合理的配慮の提供

双方で合意に至ったら、実際に合理的な配慮を提供します。

なお、合理的配慮の提供は、本来の業務に関連するもので、心身機能の障害がない人と同等の機会の提供を受けるためのもので、事業の目的や内容の本質的な変更には及ばないものとされています。さらに合理的配慮の提供が事業の運営に著しい影響を与えるなど過剰な負担ではないことも要件です。

これらについては、合理的配慮の不提供にならないよう、国が提供する合理的配慮に関する資料などを確認し、慎重に判断をする必要があります。

○ 環境の整備について

合理的配慮の提供をよりの確に実施するための事前的改善措置として、環境の整備も求められています。具体的には、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例で定められている整備基準の遵守に加え、それ以外のバリアフリー整備、コミュニケーション支援、情報アクセシビリティの向上などが含まれます。さらに職員や従業員に対して障害理解やコミュニケーション手段を学ぶための研修を実施すること、障害者などが利用しやすい環境を作るために、組織内で必要なルールや手続きを明文化することも含みます。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、相互に協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

○ 趣旨

福祉のまちづくりを推進していくには、市民相互の協力と主体的な活動が必要であることから、市民の責務として定めました。

○ 解説

1 日常生活又は社会生活における基盤づくりの一環として、福祉のまちづくりへの理解と積極的な参加に努めることを規定しています。

2 市民同士の建設的対話などコミュニケーションを通じて、問題解決に向けた協力や地域で支え合う仕組みを主体的に作り上げることを規定しています。

3 協働による福祉のまちづくりにおける、市民・事業者・行政の相互関係を担保する意味合いから、福祉のまちづくり事業への協力を規定しています

特に行政や事業者が、自らの責務として整備したエレベーター、車いす使用者用トイレや車いす使用者用駐車区画などを本来必要としない人が利用してしまうことで、社会的障壁を生み出していることがあります。

これらのバリアフリー設備を、真に必要としている人が利用できるようにすることも、共生社会の実現のために必要なことであることから、市民への協力を求めています。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

○ 趣旨

条例で規定する目標を達成するため、市、事業者及び市民の3者協働による体制を定めています。

○ 解説

福祉のまちづくりを推進するためには、前条までの責務をそれぞれが果たすとともに、市、事業者及び市民の3者が一体となって進める体制が必要となります。

福祉のまちづくり検討委員会からは、3者協働による福祉のまちづくりとして「市民・事業者・行政が地域で対等に関わり合い、プロセス全体を共有し、状況に応じて柔軟に三者が役割を担いながら、一つの目標を実現していく」ことが提言されています(平成8年12月)。

このため3者が意見交換などをする場として、福祉のまちづくり推進会議(条例第7条)を設置しています。

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(設置)

第7条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

○ 趣旨

福祉のまちづくりの推進にあたっては、広く市民及び事業者の意見を反映させることが重要であるため、市長の附属機関である推進会議の設置について規定しています。

○ 解説

- 1 福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項とは、①推進指針の策定に関すること、②重点推進地区の指定に関すること、③指定施設整備者の公表に関すること、④その他福祉のまちづくりに関する重要事項（事業者及び市民の自主的な福祉のまちづくり活動に関すること、施設の整備に関すること等）です。
- 2 推進会議は、諮問に応じ様々な観点から調査審議し、市長に答申するとともに、基本的事項について積極的に意見具申することを規定しています。
- 3 基本的事項をより具体的かつ専門的に検討するため、小委員会又は専門委員会を置くことができることを規定しています。

小委員会は、福祉のまちづくりを普及するとともに市民意見を反映するために設置され、専門委員会は、福祉のまちづくりの推進に必要な調査研究等を行うために設置されます。いずれも設置にあたっては、福祉のまちづくり推進会議での承認が必要となります。

(組織)

第8条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

○ 趣旨

推進会議の委員については、様々な観点から議論ができ、意見を集約するため、バランスのとれた委員構成となるよう規定しています。

○ 解説

推進会議の定数、委員の構成枠を規定したものです。

(5)「市長が特に必要と認める者」とは、(1)から(3)のいずれにも属しておらず、地域で福祉のまちづくり活動を進めている方などです。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

○ 趣旨

推進会議の組織運営について規定しています。

○ 解説

第9条は、2年おきに新しい委員を任用する機会を設けることで、活発な議論ができるよう規定するものです。

第10条は、推進会議が主体的な活動ができるよう、互選によって会長及び副会長を選出することを規定しています。

第11条は、推進会議の主体的運営を図るため、会長の権限を規定しています。

第3章 基本的施策

(指針の策定)

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

○ 趣旨

第1章の総則を受けて、市が策定する福祉のまちづくり推進指針について規定しています。

○ 解説

- 1 福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「福祉のまちづくり推進指針」の策定を規定しています。
- 2 推進指針で定める具体的事項を次のとおり規定しています。
 - (1) 「福祉のまちづくりに関する目標」とは、第1条に定めた共生社会の実現の段階的目標を示しています。これにより市、事業者及び市民は、現時点の達成度合いを共有することが可能となります。
 - (2) 「福祉のまちづくりに関する施策の方向」とは、第1号の段階的目標の達成に向けて、具体的に推進するための施策の方向性を示します。
 - (3) 「市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針」とは、第1号及び2号を受けて、市、事業者及び市民が一体となって取り組む具体的施策の方向性を示します。
- 3 市が、推進指針を策定及び変更する際に、推進会議に諮問することで、市、事業者及び市民の3者の意見を反映することを規定しています。また条例第6条や第18条の趣旨を踏まえ、広く事業者及び市民の意見を聴取する機会を設ける必要があります。

(情報の提供、教育の充実等)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関して事業者及び市民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

○ 趣旨

事業者及び市民が、福祉のまちづくりを具体的に話し合い、共通認識を持ち、実践していくため、市からの情報の提供や学習活動の充実について規定したものです。

○ 解説

市が行う情報提供、教育の充実等に関する具体例は、①福祉のまちづくりに関する広範な広報活動、②学校教育における福祉教育の充実、③生涯学習における福祉講座の充実、④事業者及び市民の自発的福祉のまちづくり活動の紹介、⑤国・他自治体、海外の先進事例の紹介等が考えられます。

(調査研究等)

第14条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、事業者及び市民が行う福祉のまちづくりに関する調査及び研究について支援を行うよう努めるものとする。

○ 趣旨

福祉のまちづくりに関する技術革新や開発に対する評価を行い、その成果を福祉のまちづくりに生かすための調査研究を規定しています。

○ 解説

福祉のまちづくりの基本的施策（条例第12条）を策定するうえで基礎となる調査研究を規定しています。福祉のまちづくりに関する調査・研究課題については、推進会議の議論を通じての明確化していきます。

(財政上の措置)

第15条 市長は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 趣旨

市が福祉のまちづくりを推進するために必要な予算措置について規定しています。

○ 解説

高齢者、障害者等の公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とした「横浜市鉄道駅舎多目的トイレ及びエレベーター設置補助要綱」及び「横浜市ノンステップバス導入補助促進補助金交付要綱」の設置根拠となっています。

(表彰)

第16条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

○ 趣旨

横浜市において福祉のまちづくりの推進に著しい功績のあった者に対する表彰するとともに、その功績を広く周知するため規定しています。

○ 解説

「著しい功績のあった者」とは、指定施設整備者で、施設を本条例で定める整備基準以上に整備し、他のモデルとなるバリアフリー化を図った人や事業者及び市民で地域における福祉のまちづくり活動を長期にわたり実施し、福祉のまちづくりの普及・拡大に努めた人や団体等です。

(福祉のまちづくり重点推進地区)

第17条 市長は、福祉のまちづくりを推進することが特に必要と認められる地区を福祉のまちづくり重点推進地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、福祉のまちづくり重点推進地区を指定するときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

○ 趣旨

福祉のまちづくりを実践するため、ソフトとハードを一体とした事業推進の制度として定めたものです。

○ 解説

1 「特に必要と認められる地区」とは、①都市計画上の拠点地域を中心とする場合、②市民の主体的な活動でその発意があった場合が考えられます。指定にあたっては、地区特性にあった柔軟なエリア指定を行うこととしています。

2 指定は、告示により行い、広く市民へ知らせることを規定しています。

3 重点推進地区の指定要件、事業内容、手法などについて推進会議で審議し、決定します。

(市民等の参画の確保)

第18条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策について検討、評価等を行う場合は、事業者及び市民から広く意見を求めるものとする。

2 市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が必要と認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 趣旨

共生社会の実現のためには、当事者からの意見が必須であることから、広く意見を求めることと、直接、意見を聞く場を設けることとしています。

○ 解説

1 広く意見を求める手法として、市民意見公募や当事者団体や個人へのヒアリングを行うことを規定しています。

2 横浜市が設置する大規模施設等を新築または改修等をする際に、設計などに反映できるタイミングで、当事者と施設を設置・管理する立場の方が直接、対話できる場を確保することについて規定しています。

公共施設の多くは、高齢者や障害者をはじめ、乳幼児を連れての方、日本語を母国語としない外国人など、多様な利用者が見込まれることから、施設を設置・管理する立場の方の判断で、積極的に当事者参画の機会を設けることが推奨されます。

具体的には、以下のような事業で検討が求められます。

- ① 大規模な公共施設の新築・改築・改修・増築事業
- ② 規模の大小を問わず上記以外で当事者の意見を取り入れたい事業

また当事者参画は以下のタイミングが望ましいと考えられます。

- ① 基本計画・・・施設の配置、規模などに、当事者意見を反映できます。意見をもとに予算の変更といった対応も可能です。
- ① 基本設計・・・構造や間取りなどの設計の基本的な内容を決定する段階で、図面や模型などを用いて当事者の意見を踏まえた修正が可能です。
- ② 実施設計・・・個々の寸法や設備の配置などを決定する段階で、詳細な図面や模型を用いて当事者の意見を踏まえた修正が可能です。
- ③ 着工後・・・内部の見学などが可能な段階で、案内サインや設備の配置など可能な範囲で当事者の意見を踏まえた修正が可能です。

これ以外にも構想段階などで「設計にあたっての当事者参画」を条件にすることも効果的な手段です。また当事者の意見を反映できず「実現できなかったこと」についても、その理由とともにフィードバックすることが重要です。これにより双方の立場を理解することに繋がります。当事者参画により得られた知見は、条例第13条を踏まえ、広く共有することで、当事者の意見が反映された福祉のまちづくりをさらに推進していくことができます。

第4章 施設の整備

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第19条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校（令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。）

(特別特定建築物の建築の規模)

第20条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物（前条（第2号を除く。）に規定する特定建築物を含む。以下この条において同じ。）の建築の規模は、別表(あ)欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が同表(い)欄に掲げる数値であることとする。

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

第1款 建築物移動等円滑化基準

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第21条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、建築物特定施設について規則で定める構造及び配置に関する事項とする。

○ 趣旨

本章の第1節及び第2節第1款では、バリアフリー法第14条第3項^{*1}に規定される委任に基づき、横浜市が独自に付加している事項について規定しています。

○ 解説

特別特定建築物^{*3}とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物^{*2}などのことで、2,000㎡以上の新築、増築、改修または用途変更をする際は、建築物移動等円滑化基準^{*4}への適合義務が課せられます。

さらにバリアフリー法は、地方自治体が独自に、特別特定建築物に建築物の用途を追加すること、2,000㎡としている面積を用途ごとに引き下げること、建築物移動等円滑化基準に基準を追加することをバリアフリー法第14条3項で規定しています。

横浜市では、福祉のまちづくり条例第19条から第21条でこれらを規定しています。

第19条は、特別特定建築物に特定建築物の用途を追加しています。

第20条は、特別特定建築物の規模を政令で定めている基準である2,000㎡（一部50㎡）未満に引き下げて設定しています。

第21条は、建築物移動等円滑化基準に付加する構造及び配置に関する基準のことで、具体的には福祉のまちづくり条例施行規則で規定しています。

※1 バリアフリー法第14条第3項・・・地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

※2 特定建築物・・・学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。（バリアフリー法第2条第18項）。

※3 特別特定建築物・・・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう（バリアフリー法第2条第19項）。

※4 建築物移動等円滑化基準・・・移動等円滑化とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（バリアフリー法第2条第2項）で、建築物移動等円滑化基準とは、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準のことをいう（バリアフリー法第14条第1項）。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第19条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）にすることを含む。第1号において「増築等」という。）をする場合には、前条の規定により規則で定める事項については、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

○ 趣旨

建築物を増築または改築をする場合に、基準が適用される範囲を規定しています。

○ 解説

増築される場合は、増築部分に基準が適用されるのに加えて、(2)から(6)の既存部分においても基準を適用しています。(2)から(6)で挙げられている項目は、建物出入口や駐車場などから利用居室や車いす使用者用便房までの経路を移動等円滑化することで、少なくとも高齢者、障害者等が建物にアクセスできるようにすることを目的としています。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第23条 第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

○ 趣旨

福祉のまちづくり条例で追加した特別特定建築物の「建築物移動等円滑化基準」の読替え規定です。

○ 解説

保育所等をバリアフリー法の委任を受けて福祉のまちづくり条例で追加したことから、これらの用途に対しては、福祉のまちづくり条例でいう「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのを、バリアフリー法でいう「多数の者が利用する」と読み替えます。

(適用除外)

第24条 第19条から第22条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できることを認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上、建築物の構造上、利用の目的上その他の理由によりやむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。

○ 趣旨

第19条から第22条までの規定について、市長の許可によって緩和することができる場合を規定しています。

○ 解説

市長による許可は、第19条から第22条までの規定によらずに高齢者、障害者等が円滑に利用できる場合や地形などやむを得ない理由による場合にのみ適用されます。

許可は特例で行われるものであり、福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、可能な限り基準に適合するよう計画することが原則です。

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

(整備基準)

第25条 市長は、一般都市施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設に関する整備基準（以下「一般都市施設整備基準」という。）は、通路及び出入口の構造に関する事項その他高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要な事項について、当該一般都市施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

3 指定施設に関する整備基準（以下「指定施設整備基準」という。）は、次に掲げる事項について、当該指定施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

(1) 通路の構造及び配置

(2) 出入口の構造及び配置

(3) 廊下等、階段、傾斜路及びエレベーターその他の昇降機の構造及び配置

(4) 便所及び駐車場の構造及び配置

(5) 客室及び浴室、シャワー室又は更衣室の構造及び配置

(6) 歩道の構造及び配置

(7) 標識、案内設備及び警報設備の構造及び配置

(8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要なものの構造及び配置

○ 趣旨

高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要な観点から、福祉のまちづくり条例第2条で定めた一般都市施設および指定施設に対する整備基準の基本的事項を規定しています。

○ 解説

一般都市施設整備基準は、規則で定める全ての施設に対する整備基準であり、高齢者、障害者等の日常生活における利用促進を図るため、必要最低限である通路及び出入口の構造を規定しています

指定施設整備基準は、一般都市施設のうち、特に福祉の観点から公共性の高い施設（規則で定める種類及び規模のもの）を指定し、施設利用に際して基本となる事項として、施設の目的、用途を誰もが享受できるようにすることを規定したものです。

具体的には、第1に施設に入れること、第2に施設内の水平・垂直移動ができること、第3に一定時間滞在できるためのトイレの整備が図られていること、第4に施設内が分かりやすく配置され、そのための案内・サインが備わっていること。また、非常時の警報設備の構造と施設利用にあたって必要な事項について規定しています。

(整備基準の遵守)

第26条 一般都市施設の新設又は改修（建築物にあつては、建築（用途の変更をして一般都市施設にすることを含む。）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。附則第8項において同じ。）をしようとする者は、指定施設以外の一般都市施設にあつては一般都市施設整備基準を、指定施設にあつては指定施設整備基準を遵守しなければならない。ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合にあつては、この限りでない。

○ 趣旨

一般都市施設を「新設又は改修をしようとする者」は、第18条で定めた整備基準を遵守しなければならないことを定めたものです。また整備基準の適用除外について規定したものです。

○ 解説

具体的な整備基準については規則で規定されています。また整備基準の適用除外とする根拠のうち「地形の状況等」の中には、整備基準を遵守することで消防法などの他法令に抵触する場合も含まれます。

なお一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の適用の考え方は、以下の条例制定当初の考え方を踏襲しています。

<一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の適用の考え方>

・対象施設

不特定かつ多数の人が利用する部分を有する建築物

・整備適用項目

施設利用者が安全で円滑に施設にアプローチでき、施設内を移動して、施設の用途ごとの利用目的を達成するために、必要な箇所を整備項目として設定し、対象施設に適用することが必要である。

設定の考え方は次の4項目を基本とする必要がある。

- ①適用の範囲は、高齢者、障害者等の利用が高い施設について広げること。
- ②公共性が高い施設について広げること。
- ③施設利用者の利便性を第1に考えること。
- ④地形、敷地面積の状況や事業者の経済的負担を考慮すること。

・整備項目内容の適用除外

対象施設の規模・構造、利用の目的、地形等により、整備項目内容を遵守することが困難な場合で、特に市長が認めるものは、その適用を除外する規定を設ける必要がある。

(既存施設の整備)

第27条 この款の規定の施行の際現に存する一般都市施設（以下「既存施設」という。）を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、指定施設以外の一般都市施設にあつては一般都市施設整備基準に、指定施設にあつては指定施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 趣旨

既存施設の所有者又は管理者の自主的、計画的な整備基準への適合努力について規定したものです。

○ 解説

バリアフリーに関する技術、整備基準等は、年々更新されていくことから、一般都市施設の所有者又は管理者が、福祉のまちづくりの重要性を認識し、既存不適格の是正やそれぞれの整備基準への適合へ向けた自主的、計画的な努力を講ずるよう規定しています。これにより既存施設の整備改修を誘導するものです。

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備

(事前協議)

第28条 指定施設の新設又は改修（建築物にあっては、建築（用途の変更をして指定施設にする場合を含む。）又は建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。第36条において同じ。）をしようとする者（以下「指定施設整備者」という。）は、第25条第3項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る指定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

○ 趣旨

指定施設の新設又は改修の際に、規則で定められる整備基準に基づき、あらかじめ市長と協議すること、協議の際に必要な指導又は助言を行うことを規定したものです

○ 解説

1 事前協議

- ・「協議」とは、市と施設整備者双方による建設的対話の結果に基づき、指定施設の整備を促進することをいいます。
- ・協議については、規則で定める協議書をもって行うものとするほか、協議した内容を変更する場合には、変更協議が必要となります。
- ・「新設」とは、建築物についてはバリアフリー法の定義に基づく建築物の建築、道路については道路の新設、公園・緑地については公園・緑地の設置、公共交通機関の施設については鉄道施設、旅客施設等の新設の総称です。
- ・「改修」とは、建築物についてはバリアフリー法による「用途変更」を対象にするほか、建築基準法に定める「大規模の修繕」「大規模の模様替え」を対象としています。建築物以外は法令に特段の規定がないため、建築物に準ずる解釈を行うこととしています。
- ・「あらかじめ、市長と協議しなければならない」としている協議時期については、建築物は、建築確認申請（計画通知）の前段階で、本条に規定する整備基準が基本計画、基本設計に生かすことができる時期が最も適切です。期限については、本市が発行する『福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル』等に記載しています。
- ・「指定施設の新設又は改修をしようとする者」には、国、県、市なども含まれます。

2 必要な指導及び助言

- ・「高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施」とは、規則で規定される整備基準並びに実効ある整備手段等を明示した『福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル』により行うものとしています。
- ・増築等の部分へ通じる出入口が既存部分にある場合は、増築等の部分へ至る経路が重要と

なることから、福祉のまちづくりの趣旨等を指定施設整備者に十分説明し、理解を得る作業を協議の中で行うものとしています。

(工事完了の届出)

第29条 前条第1項による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第30条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、当該指定施設について、第28条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、指定施設整備基準に適合していないと認めるときは、前条の規定による届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

○ 趣旨

協議をした者に工事完了の届出の義務付けと指定施設整備基準への適合状況に関する完了検査や協議内容との違いがあり、かつ整備基準に適合していない場合の指導助言について規定したものです。

○ 解説

1 指定施設の整備実効性を図るため、指定施設整備基準の遵守状況を規則で定める工事完了届出により検査する旨の規定です。

完了検査は、原則として工事完了内容を協議書に基づき確認しますが、指定施設の種類・規模により、現地での確認を行うものとしています。

2 協議後に変更が生じた場合は、変更協議を行うこととしており、工事完了後に変更が発覚した場合は、事前協議の内容を踏まえた是正を指導することもあります。

特に協議書の内容と工事の完了内容が明らかに異なり、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用ができないと認められ、指定施設整備者に改善の意思が見られない場合は、整備実効性の確保のため、第36条の勧告、第37条の公表へと移行します。

(適合証の交付)

- 第31条 市長は、前条第1項の検査の結果、第29条の規定による届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、それを証する証票（以下「指定施設整備基準適合証」という。）を当該届出をした者に交付するものとする。
- 2 指定施設以外の一般都市施設を所有し、又は管理する者は、当該一般都市施設を一般都市施設整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、一般都市施設整備基準に適合していることを証する証票（以下「一般都市施設整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。この場合において、当該一般都市施設を指定施設整備基準にも適合させたときは、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付も請求することができる。
 - 3 指定施設を所有し、又は管理する者は、当該指定施設を指定施設整備基準に適合させたとき（第1項の場合を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付を請求することができる。
 - 4 市長は、前2項の規定による請求があった場合において、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準（第2項後段に規定する場合においては、指定施設整備基準）に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求者に対し、それぞれ一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証を交付しなければならない。

○ 解説

一般都市施設が整備基準に適合していることを証する証票の交付について規定しています。

○ 趣旨

- 1 第29条に規定する工事完了の届出を行った指定施設が、第30条に規定する完了検査の結果、指定施設整備基準に適合している場合は、届け出をした者からの請求によらず「指定施設整備基準適合証」を交付することを規定しています。
- 2 指定施設以外の一般都市施設を所有・管理する者が、当該一般都市施設を一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた場合は、「一般都市施設整備基準適合証」又は「指定施設整備基準適合証」を請求することができることを規定しています。一般都市施設は、第28条による事前協議を必要としないため、請求をもって手続きをします。請求に必要な書類等は、規則で定められています。
- 3 事前協議を必要とする改修等を行っていない既存指定施設が、現に指定施設整備基準に適合している場合は、「指定施設整備基準適合証」を請求することができることを規定しています。この場合も、第28条による事前協議を必要としないため、請求を持って手続きをします。
- 4 前項の規定に基づく請求があった場合の適合状況の確認については、原則書類審査とするが、必要に応じ、第34条に規定する「調査及び報告」を適用し、第35条の「指導及び助言」により、一般都市施設を所有し管理する者に対して適切な行政指導を行います。

(表示板の交付及び掲示)

第32条 市長は、高齢者、障害者等の整備基準に適合している一般都市施設の利用を促進するため、一般都市施設のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者に、規則で定めるところにより表示板を交付するものとする。

2 前項の規定による表示板の交付を受けた者は、当該表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

○ 趣旨

福祉のまちづくりを広く市民、事業者へ周知する方法として、また福祉のまちづくりを優良に推進した施設整備者を表彰する方法の一つである表示板について規定しています。

○ 解説

高齢者、障害者等の一般都市施設の利用を促進するため、指定施設整備基準などとは別に定める表示板交付基準を満たした一般都市施設について、表示板を交付することを規定しています。

表示板交付基準は、指定施設整備基準を超える基準が設定されており、高齢者、障害者等が安心して利用できる施設であることを明示するものなので、当該施設の見やすい箇所に表示板を掲示することとしています。

(維持保全)

第33条 第31条第1項及び第4項の規定により交付を受けた一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証に係る施設を所有し、又は管理する者は、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を所有し、又は管理する者に対し、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全の状況について、必要な報告を求めることができる。

○ 趣旨

施設稼働後の高齢者、障害者等の利用の促進という観点から、施設を所有、または管理する者が適切な維持保全に努めることを定め、必要に応じて報告を求めることができるよう規定したものです。

○ 解説

- 1 整備基準に基づく設置された設備が、故障などで高齢者、障害者等の利用に支障が生じるといった事例があることから、施設を所有または管理する者の責務として、整備内容の保守管理及び整備水準の維持に努めるよう規定したものです。
- 2 整備基準に基づき設置された駐車区画や車いす使用者用便所などが、利用効率などの理由により他の用途に転用される事例があることから、設備の維持保全の状況について把握できるよう、施設を所有または管理する者に対して報告を求めることができることとしました。

(既存指定施設に関する調査及び報告)

第34条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるものを所有し、又は管理する者に対し、当該既存施設のうち指定施設であるものが指定施設整備基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

○ 趣旨

市長が既存施設の実態等について、施設を所有、または管理する者に調査・報告を求めることができることを規定したものです。

○ 解説

福祉のまちづくりの推進にあたっては、既存施設の計画的な改修が重要ですが、その実態の把握については相当の期間が掛かります。また、その結果をもとに的確な改善計画等を策定するには、膨大な経費が予想されます。

そのため、効率的な調査と実効性のある計画が可能となるよう、既存施設のうち指定施設について限定し、調査・報告させることとしました。

(指導及び助言)

第35条 市長は、第33条第2項又は前条の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

○ 趣旨

第33条および34条に基づく報告に対して、その内容を踏まえて、必要に応じて市長の指導助言を規定したものです。

○ 解説

「措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるとき」とは、第25条第3項で規定した指定施設整備基準に著しく開きがある場合です。また指定施設の種類と規模、高齢者、障害者等のニーズや緊急性等を考慮した施設が対象となります。

そして施設の整備基準への適合措置を図る上で、誘導促進のための重要な要素として、指導助言を規定しています。なお行政指導に関しては、行政手続法（平成5年法律第88条）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月条例第15号）によります。

(勧告)

第36条 市長は、第28条第1項の規定による協議を行わずに指定施設の新設又は改修に着手した者に対して、期限を定めて、当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、指定施設整備者の指定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、指定施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該指定施設整備者に対し、指定施設整備基準を勘案して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

○ 趣旨

福祉のまちづくりの整備実効性を高めるため、事前協議を行わずに工事に着手した者、又は整備基準に照らした整備状況が著しく不十分な者に対し、勧告することができることを規定したものです。

○ 解説

1 第1項は、条文上、指定施設整備者の協議意思の有無に関わらず勧告することができるとしていますが、本条例の趣旨等から適切な行政指導を事前に行い、なお、協議が行われない場合に勧告することとしています。

2 「指定施設整備基準に照らして著しく不十分」とは、例えば出入口に段差を設けるなど、当該指定施設にアクセスできない整備（本条例での対象施設及び整備基準設定の趣旨及び内容による）、又はほとんどの整備項目について整備基準に適合させる措置がとられていない場合をいいます。

「必要な措置」とは、指定施設整備基準に適合させる措置、又は同等と判断できる代替措置のことを指します。

過去の勧告

東横インの不正改造に対する勧告（平成18年2月10日）

(公表)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

○ 趣旨

福祉のまちづくりの整備実効性を高めるため、協議義務違反や指定施設整備基準に適合しない指定施設がある場合、悪質なものを防ぐ意味からも、これを公表し、その事実を広く市民に情報提供することについて規定したものです。

○ 解説

1 第36条第1項の勧告に従わない「正当な理由」とは、整備基準に照らした整備状況が著しく不十分な箇所を是正する工事が既に終了し、その結果が、整備基準に照らし、これと同等以上の措置が既に講じられている場合等が挙げられます。

なおこの「正当な理由」の举证責任は勧告を受けた者にあります。

公表については、横浜市報に掲載するほか、広く市民に情報提供できる周知方法（記者発表等）により行うこととしています。

2 公表の手続きについては、横浜市行政手続条例に規定される内容と同様の措置を取るほか、「福祉のまちづくり推進会議」に諮問することとします。

3 勧告後、再三の督促に関わらず適切な措置が行われず、公表をしようとする場合に、「公表の通知及び意見陳述の機会の付与」を規定したものです。本条例の公表は、不利益処分でないが公表されることにより相手方に社会的制約として機能する場合が考えられるため、弁明の機会を設けるものです。

「意見の聴取」する相手は、勧告を受けた者本人又はその代理人とし、「意見を聴取」する方法は、横浜市行政手続条例に規定される内容と同様の措置とします。

ただし書きにある「正当な理由」とは、第26条で規定する整備基準の遵守を図ることが地形の状況により不可能なことが、勧告以降に明らかになった場合が挙げられます。この「正当な理由」の举证責任は勧告を受けた者にあります。

(立入調査)

第38条 市長は、第28条第2項、第30条、第31条第1項及び第4項、第32条第1項、第33条第2項並びに第34条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設整備者又は一般都市施設を所有し、若しくは管理する者の同意を得て、当該施設に立ち入らせ、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

○ 趣旨

指導及び助言、報告、勧告、公表を行う場合には、当該指定施設の正確な状況を把握することが重要であるため、その調査について規定したものです。

○ 解説

- 1 立入調査ができる場合とは、①事前協議に係る指導及び助言、②完了検査並びにその指導及び助言、③指定施設の維持保全に係る報告、④表示板の掲示義務の確認、⑤既存指定施設に係る調査及び報告、⑥指導及び助言、⑦勧告、⑧公表を行う場合です。
- 2 「立ち入り調査を行う職員」とは、条例事務を担当する健康福祉局及び建築局職員です。身分証明書は規則で規定しています。

第4節 車両等及び住宅の整備

(車両等の整備)

第39条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第40条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

○ 趣旨

公共交通機関の車両等の整備及び住宅の整備について、それぞれ事業者の努力義務を定めたものです。

○ 解説

条例第39条は、公共交通機関の車両の整備について、関係法令で定められた規定を基本に、事業者の整備努力義務として規定したものです。

なお「公共交通機関の車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、バス車両、タクシー車両、船舶をいいます。

条例第40条は、市民が自ら所有する戸建て住宅等について、「高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮」することを住宅供給事業者の努力義務として規定しています。

なお「住宅を供給する事業者」とは、公共住宅を提供する団体のみならず広く民間の建設・販売業者、設計者等のことです。

またグループホームを含む共同住宅については、一般都市施設として整備基準を設け、遵守義務を課しています

第5章 雑則

(手数料)

第41条 第24条の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返納しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

○ 趣旨

許可を受ける場合の手数料を規定したものです。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

○ 趣旨

条例の適用となる建築物、道路、公園及び公共交通機関の施設の種類・規模、基準、手続きに必要な様式等については、福祉のまちづくり条例施行規則（横浜市規則第1号）によって定めています。

5 参考情報

(1) 福祉のまちづくりの構成

横浜市福祉のまちづくり条例は、地方自治法に基づく横浜市の自主条例として平成9年に制定された「福祉のまちづくり条例」とバリアフリー法の委任条例として制定された「横浜市建築物バリアフリー条例」が一体となった条例です。

また施設整備にあたっての整備基準を制定している福祉のまちづくり条例施行規則と施行規則などを分かりやすく解説した施設整備マニュアルがあります。

そのほか、福祉のまちづくり条例に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる福祉のまちづくり推進指針を制定しています。

(2) 福祉のまちづくり条例制定の背景

横浜市では、昭和49年（1974年）に、地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、高齢者・障害者等への理解や日常生活での市民相互の支え合いの大切さなどを語り合い、学び合う「福祉の風土づくり運動」を開始しました。それと並行して、誰もが日常生活やまちの中の行動において、できる限り同じような活動が保障されるよう、建築物等に対する福祉の観点からの整備を促進するための検討を行い、「福祉の都市環境づくり推進指針」を昭和52年（1977年）に制定しました。

これらを「福祉の風土づくり推進事業」として推進し、ソフト面（思いやりの気持ちの醸成）とハード面（建築物等のバリアフリー化）を一体として福祉のまちづくり事業を進めてきました。

この20年余にわたる事業の中で、市民と行政の福祉意識は「考え理解する段階から、ともに体験し、実践する段階」へと進展し、市民の自主的な活動と行政・関係機関を含めたネットワークによる重層的な福祉のまちづくりの仕組みづくりを行うほか、物的生活環境の整備水準も建築物等施設ごとの整備にとどまらず、道路・交通対策の面的な整備が必要とされるようになりました。

このような経過を経て、平成9年（1997年）3月に、福祉のまちづくりを捉え直し、総合的にまちづくりを推進するため、市民、事業者、学識経験者、行政職員で構成する福祉のまちづくり検討委員会からの提言を受けて、福祉のまちづくり条例を制定しました。

(3) 平成24年福祉のまちづくり条例改正の背景

横浜市におけるバリアフリーに関する基準は、平成9年（1997年）に制定した福祉のまちづくり条例のほか、ハートビル法の委任を受けて平成16年（2004年）に制定したハートビル条例（平成19年の法改正に伴い「建築物バリアフリー条例」に改称）によっても、建築物のバリアフリー基準が規定されることとなり、法の委任を受けた建築物のバリアフリー基準は、建築基準関係規定に位置付けられ、一層のバリアフリー化が推進されることになりました。

このようにして、これまで福祉のまちづくり条例（地方自治法に基づく条例）と建築物バリアフリー条例（バリアフリー法に基づく条例）の背景の異なる2つの条例によって、バリアフリーを推進してきましたが、横浜市としてより一体的に建築物のバリアフリーを進めるために、また市民、事業者にとってより分かりやすい条例とするため、平成24年（2012年）

12月に福祉のまちづくり条例を全部改正し、建築物バリアフリー条例と一本化しました（平成26年1月1日施行）。

<改正のポイント>

- ① 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の一本化
- ② 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化

これまで条例に明確に示されていなかった福祉のまちづくりの基本理念を条例前文に明文化しました。

- ③ 市民参画の確保を規定

これまで以上に市民、事業者とともに福祉のまちづくりを推進していくため、市民参画の確保を条例に定めました。

- ④ 2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

床面積の合計が1,000㎡以上の共同住宅に対しては、福祉のまちづくり条例による指定施設整備基準を適用し事前協議の対象としていましたが、新たに2,000㎡以上の共同住宅をバリアフリー法に基づく特別特定建築物に追加し、建築確認における審査対象に位置づけることでバリアフリー化を義務づけました。

(4) 福祉のまちづくり条例施行規則改正の背景

平成24年12月の福祉のまちづくり条例の全部改正に伴い、建築物の整備基準等を改正するために、平成25年7月に福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

建築物バリアフリー条例に規定していた建築物移動等円滑化基準を福祉のまちづくり条例施行規則に規定したほか、指定施設整備基準の見直しを行いました。

高齢者、障害者等にとってより移動しやすくなるよう、きめ細やかな基準としたほか、子育て世代に配慮した基準を新たに盛り込むなど、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた改正を行いました。

また、建築物の基準改正に伴い、文言等の整合をはかるため、道路、公園及び公共交通機関の施設の基準についても改正しました。

道路及び公園の基準については、地方分権一括法の施行に伴って、バリアフリー法が改正されたことにより、道路及び公園の移動等の円滑化のための基準を規定した道路バリアフリー条例及び公園バリアフリー条例が新たに制定されたため、これらの条例との整合性を図るための改正を併せて行っています（平成24年10月）。

その他、整備基準に適合した際に交付する適合証や表示板交付基準に適合した際に交付する表示板について様式を改正しました。

<規則改正の流れ>

改正時期	改正内容
平成25年7月	・ 建築物の基準改正（建築物移動等円滑化基準の追加、指定施設整備基準の改正） ・ 公共交通機関の基準改正（建築物の基準改正に合わせ文言整理）
平成25年10月	・ 道路及び公園の基準改正（建築物の基準改正並びに道

	路バリアフリー条例及び公園バリアフリー条例の制定に 合わせ文言整理、基準修正) ・適合証及び表示板の様式変更
--	--

なお、これまでに福祉のまちづくり条例施行規則は、ハートビル法の制定・改正に合わせ、平成17年及び平成20年に基準見直しのための改正を行っています。